

一独立行政法人地域医療機能推進機構一

職員の不正行為

1件 不当金額(収入支出以外) 2667万円

独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院において、薬剤科長が、医薬品の検査、保管等に関する事務に従事中、平成26年5月から30年3月までの間に、納入された医薬品について検査を行った後、調剤室の医薬品棚に移動する際に、医薬品7,816点(購入価格相当額2667万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、31年1月までに全額が同人から返納されている。